

垂井町ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税による本町への寄附増加、町の特産品等のPR及び販路拡大等に伴う地元経済の活性化を図るため、垂井町ふるさと納税寄附金事業実施要綱（平成28年12月16日告示第117号）第6条に定めるお礼の品（以下「返礼品」という。）の募集等に関して必要な事項を定めます。

2 返礼品等協力事業者の要件

返礼品等協力事業者（以下「協力事業者」という。）は、原則として、次の要件をすべて満たす法人又は個人とします。

- (1) 町内に事業所や工場等を有していること。ただし、町内で生産された製品又は町内で生産された原材料等を用いた製品を販売している場合は、この限りではない。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当しないこと。
- (4) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。
- (5) 町が指定するふるさと納税管理システム、もしくはファクシミリを利用し、返礼品の出荷依頼の受付、配送データの管理等が行える環境が整っていること。
- (6) 自社ホームページ等にふるさと納税サイトのリンクバナーを設置するほか、返礼品発送時に町の魅力発信につながる販促品等を同封するなど、ふるさと納税のPRに積極的に協力できること。
- (7) 上記のほか、町が示す条件に適合すること。

3 返礼品の要件

返礼品は、原則として、次の要件をすべて満たす物品や体験型サービスとします。

- (1) 平成31年4月1日付け総務省告示第179号の第5条の総務大臣が定める基準をはじめ、その他総務省や岐阜県が示す基準等に適合するものであること。
- (2) 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法など、商品等に

関する関係法令を遵守し、品質等の管理が徹底されているものであること。

- (3) 町の魅力を感じていただけるもので、町のPRや地域産業の振興につながる要素を持つものであること。
- (4) 品質及び数量の面で安定供給が見込め、発注後、速やかに配送できるものであること。ただし、人気のある返礼品については、発注から配送までの期間として3か月間を許容範囲とする。また、あらかじめ期間や数量を限定して共有するものも可とする。
- (5) 食品については、返礼品の発送日から賞味期限等までに一定以上の期間を有しているものであること。ただし、要冷蔵でかつ賞味期限等が短いものについてはこの限りではないが、配送日時の調整を寄附者で行うよう努めることを条件とする。
- (6) 体験型サービスについては、次の要件をすべて満たすこと。
 - ①町内を主とした体験型サービスが提供されること。
 - ②町内の地域資源を利用していること。
 - ③寄附者に対して、サービス提供を受けられることが分かるサービス利用券を発行し、送付後1年程度の有効期限を設けることができること。
 - ④サービス提供に係る業務の全てを第三者に委託しないこと。
 - ⑤天候等の理由によりサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定するか、同額程度の代替品を提供すること。
 - ⑥安全性の配慮に努めること。

4 返礼品の価格、送料等

町が協力事業者に対して負担する返礼品の価格及び送料は、次のとおりとします。

- (1) 返礼品の価格は、包装・梱包料並びに消費税及び地方消費税を含むものとし、通常の店頭などで販売している価格と大きな乖離がないように設定してください。ただし、大きな乖離に合理的な理由があると町が認める場合は、この限りではありません。
- (2) 返礼品の発送に係る送料は、原則、協力事業者が負担する配送料金の実費相当額とします。なお、送料は最小限となるよう努めてください。
- (3) 返礼品の発送については、返礼品の配送状況が確認できる配送サービスを利用してください。

5 寄附金額の設定

寄附金額は、総務省の基準に基づき、原則として4で設定した金額に3分の10をかけた額（千円未満切り上げ）を上限として、町が決定する。

6 申込期間

申込は随時受け付けています。

7 申込方法

初めて協力事業者としての登録をする場合は、別紙1「返礼品協力事業者登録申込書」を当町または（株）リジェネへご提出ください。

その後、別途必要な書類がある場合は、（株）リジェネから提出を依頼しますので、ご対応をお願いします。

当町において2及び3の内容に基づいた審査を行い、審査結果を（株）リジェネからご報告します。

なお、返礼品が食品の場合、協力事業者は、発送時と同様の状態で当該返礼品を町に1点提供してください。提供については、ふるさと納税サイトへの掲載前とし、その費用については協力事業者負担とします。

「さとふる」への掲載については、別途、「（株）さとふる」から説明しますので、当町からの連絡をお待ちください。

8 協力事業者への依頼内容

(1) 協力事業者は、業務の円滑な運用のため、町の定める方法での返礼品発注への対応、発送、精算をお願いします。

(2) ポータルサイトで使用する返礼品の画像や文章を、広報たるい、ホームページ、SNSなどを始めとする各種媒体での返礼品の紹介に使用させていただきます。

9 届出義務

返礼品の採用後、次のいずれかに該当するときは、速やかに各取りまとめ委託業者まで届け出てください。

- (1) 返礼品の発送に遅延が生じたとき
- (2) 返礼品の製造やサービス提供等が中止、終了となる恐れが生じたとき
- (3) 返礼品の品質及び発送過程等で事故等の問題が生じたとき
- (4) 登録された返礼品の内容に変更が生じたとき

10 採用の取り消し

町は、次のいずれかに該当するときは、事業者及び返礼品の採用を取り消します。

- (1) 申込内容に虚偽があった場合
- (2) 本要項に違反したと判断した場合
- (3) 町へ損害を及ぼす行為があった場合
- (4) その他、町がふさわしくないと認めた場合

11 苦情対応

返礼品に関して、寄附者より苦情等があった場合は、真摯に対応し、解決に努めてください。また、その内容について、当該サイトを運営する返礼品取りまとめ委託業者へ必ずご報告ください。

12 個人情報の保護

協力事業者は、この事業により取得した個人情報を返礼品等の送付以外の目的に使用することはできません。(ダイレクトメールの送付などの二次利用や第三者への漏えいは禁止します。)また、協力事業者でなくなった後も同様です。

※返礼品等発送時にパンフレット等を同梱したことにより、寄附者から直接商品の発注があり、入手した情報は対象外とします。

13 返礼品取りまとめ委託業者

効率的な運営、安心安全を考慮したお礼の品の手配、顧客・配送等に係るデータ管理の適正管理、クレーム対応等に万全を期すため、下記の業者を指定し、お礼の品取扱業務全般を委託します。

▶取りまとめ委託業者 |

株式会社フューチャーリンクネットワーク

住所：千葉県船橋市西船4-19-3 西船成島ビル

TEL：050-3146-0824 FAX：050-3488-0889

メール：tarui@furusato-bpo.com

管理サイト：ふるさとチョイス（連携サイトを含む）、ふるなび、
ふるさとプレミアム、楽天ふるさと納税、
ANAのふるさと納税

株式会社フューチャーリンクネットワークの地元パートナー企業

株式会社リジェネ

住所：岐阜県揖斐郡池田町田畑304番地の1

TEL：0585-45-5217 FAX：0585-45-2323

▶取りまとめ委託業者2

株式会社さとふる

住所：大阪府大阪市北区大深町4-20 グランフロント大阪タワーA22F

TEL:03-6895-1883（事業者様向けサポートセンター）

メール：cs@satofull.co.jp（事業者様向けサポートセンター）

管理サイト：さとふる、Yahoo!版さとふる

14 協力事業者のメリット

- (1) 提携のさとふるさと納税ポータルサイトに返礼品画像、商品名、事業者名等を掲載します。
- (2) 町ホームページなどからも上記ポータルサイトにリンクを貼ります。
- (3) 垂井町が作成するさとふるさと納税パンフレット等に商品及び事業者名等を掲載します。
- (4) お礼の品発送時に、協力事業者のパンフレット等を同封していただくことで、協力事業者の販売促進、PR等が可能です。
- (5) ポータルサイトに掲載されている返礼品の中から、広報たい、ホームページ、SNSなどを始めとする各種媒体から、返礼品の紹介をします。

15 返礼品の追加・変更・取りやめ手続き

内容によって、別紙2または別紙3を（株）リジェネへ提出してください。

ただし、「さとふる」掲載分については、「（株）さとふる」へご相談ください。

16 問合せ

垂井町役場 企画調整課 企画係

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11

TEL：0584-22-1152（直通）

FAX：0584-22-5180

E-mail：furusato@town.tarui.lg.jp